

堺市乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）実施要綱

（事業の目的）

第1条

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化することを目的とする。

（実施主体）

第2条

実施主体は、本市及び本市が認可した者（以下「認可事業者」という。）とする。

（実施事業所）

第3条

堺市内の児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の15第2項に定める乳児等通園支援事業の認可を受けた認定こども園、保育所、小規模保育事業所、家庭的保育事業所、事業所内保育事業所、幼稚園（施設型給付を受けない幼稚園含む）とする。

（利用対象者）

第4条

次の全てに該当する者として、本市の認定を受けた者とする。

- （1）堺市に住居を有すること。
- （2）0歳6か月から満3歳未満の乳幼児であること。
- （3）認定こども園、保育所、地域型保育事業等に通っていないこと。なお、認可外保育施設に通っている場合は対象とするが、企業主導型保育事業所に通っている場合は対象外。

（利用可能時間）

第5条

一月における利用可能時間は、利用対象者一人当たり月10時間を上限とする。

（実施方式）

第6条

乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和7年内閣府令第1号。以下「設備運営基準」という。）第20条に定める一般型乳児等通園支援事業により、次の通り実施する。

- （1）年度を通じて同一施設の利用とする。

- (2) 原則、定期利用とし、毎週もしくは隔週の固定曜日の利用とする。
- (3) 祝日や行事等による利用不可日の振替については、振替日を設定するか否かは実施主体の判断とする。
- (4) 一般型（在園児合同）もしくは一般型（専用室独立）のどちらかで実施すること。
- (5) 同年齢保育または異年齢保育は問わないものとする。
- (6) 親子通園については、長期間にならない程度での実施は可とする。ただし、利用の条件としないこと。

（設備基準及び職員の配置等）

第7条

実施主体は、堺市家庭的保育事業等及び乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第32号）及び設備運営基準に定める基準等に基づき、次の通り本事業を実施すること。

（1）施設の設備基準

設備運営基準第21条に定める基準を遵守すること。

（2）施設の職員配置

設備運営基準第22条に定める基準を遵守すること。

なお、設備運営基準第22条第1項に規定する「その他乳児等通園支援に従事する職員として市長村長が行う研修を修了した者」とは、「さかいチャイルドサポーター」の研修を修了した者とする。

（3）障害児を受け入れる場合の体制

障害児を受け入れる場合においては、当該障害児の障害の特性に応じた対応が可能な職員を配置するなど、体制の確保を行うこと。対象児童は「堺市特別支援保育等実施要綱」第3条に定めるものとする。

（4）医療的ケア児を受け入れる場合の職員配置等

医療的ケア児を受け入れる場合においては、看護師、准看護師又は保健師（以下「看護師等」という。）など医療的ケアに従事する職員を配置する等、「就学前教育・保育施設等での医療的ケア児の支援に関するガイドライン（堺市）」に沿った対応を実施すること。

（利用定員、実施日等の設定）

第8条

実施主体は、当年度4月1日時点の満年齢により、通常保育の定員とは別に、当事業の利用定員を歳児ごとに設定する。

なお、全ての年齢において定員を設定することが望ましいが、施設の状況に応じて設定する（特定年齢のみの設定も可）。

2 実施主体は、当事業を実施する曜日及び利用時間枠を設定する。

なお、設定する利用時間枠は、1回2時間30分又は5時間を基本とし、第5条に定める利用可能時間の範囲内で設定する。

（利用者の決定）

第9条

利用を希望する保護者は、利用対象者としての認定を受けるための申請を本市に行うこととする。本市は、第4条に定める利用対象者であるか等を確認したこどもの保護者（認定保護者）及び保護者が希望している施設に、認定期間等を通知する。

2 実施主体は、認定保護者とこどもに対し、事前面談を実施する。こどもの特徴や保護者の意向等を把握し、制度の意義や目的、利用方法や個人情報の取扱い、キャンセル・振替日の取扱いなど基本的事項について説明する。

3 実施主体は、事前面談の後、認定保護者との間で利用契約を締結する。実施主体においては、全てのこどもの受入れを行う。ただし、面談等により職員配置及び実施施設の機能等の正当な理由により事業の提供が困難である場合、認定保護者に丁寧に説明し理解を得ること。併せて、その具体的な理由を付して本市に報告する。

（利用者負担額等）

第10条

実施主体は、認定保護者について本市が定めるこども一人1時間当たりの単価に、当該月に利用した時間乗じた額を基本負担額として徴収する。

基本負担額は1時間当たり300円とし、本市において、別に定めるところにより、世帯の状況に応じて減免する。

2 設定した利用時間枠を超える分にかかる費用については、「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）実施要綱」（令和7年3月31日付 こ成保第257号）3（7）で規定されている歳児区分毎の単価及び加算の額の範囲内で、実施主体毎に設定することができる。ただし、設定及び徴収に当たっては利用者に説明を行い、同意を得ることとする。

3 給食費、その他実費にかかる費用は実施主体毎に設定することができる。ただし、設定及び徴収に当たって利用者に説明を行い、同意を得ることとする。

（利用状況の把握、計画と記録等）

第11条

実施主体は、第5条に定めるこども一人当たりの利用可能時間について、こども毎に一月の利用実績を把握する。

2 実施主体は、「こども誰でも通園制度の実施に関する手引」を踏まえ、こどもの育ちに関する計画や記録を作成する。

3 その他、実施に当たって留意が必要な事項は次の通り。

（1）対象となるこどもを養育する保護者に対し、必要に応じて面談や子育てに係る助

言を行うほか、実際に事業利用中の様子を見てもらう機会を設ける。

- (2) 利用当日に、連絡なく利用がない場合には、対象となるこどもの状況を確認すること。特に要支援家庭等のこどもの利用がない場合には、関係機関と情報共有し、適切に対応すること。
- (3) こどもの不適切な養育の疑いなど、利用中に配慮が必要であると確認した家庭については、本市に報告するとともに、関係機関と情報共有・連携し、適切に相談支援を行うこと。

(実施に係る基本単価、キャンセル等)

第12条

本市から認可事業者への本事業に要する経費について、次の各項を基本とし、別に定めるところにより、補助を行う。

- 2 基本単価は、当年度4月1日時点の年齢に応じて、次の通りとする。
 - ア 0歳児：こども一人1時間当たり1,300円
 - イ 1歳児：こども一人1時間当たり1,100円
 - ウ 2歳児：こども一人1時間当たり900円
- 3 加算は、次に該当するこどもを受け入れる場合、該当するこどもの利用時間に応じて適用する。なお、複数の加算に該当する場合、いずれか一つのみ適用する。
 - ア 障害児：こども一人1時間当たり400円
 - イ 医療的ケア児：こども一人1時間当たり2,400円
 - ウ 要支援家庭のこども：こども一人1時間当たり400円
- 4 基本単価及び加算について、1時間以上の利用において、30分単位で実施する場合、30分にかかる部分の金額については、1時間の単価に1/2を乗じて算出する。
- 5 利用のキャンセルがあった場合、当日のキャンセルは補助の支払対象とし、当該補助の支払対象とした利用時間については、当該こどもの利用可能時間から減算を行う。
その他のキャンセルについての取扱いについては、別に定めるところにより、取り扱う。

(個人情報の保護)

第13条

本事業に携わる者は、本事業により知り得た個人情報等を漏らしてはならないものとする。また、事業終了後及びその職を退いた後も同様とする。

(その他留意事項)

第14条

上記の他、事業実施に当たって留意事項については次の通りとする。

- (1) 本事業を実施している中で置き去りを含む事故が生じた場合には、「教育・保育

施設等における事故の報告等について（令和7年3月21日付 こ成安第44号・6教参学第51号通知）」及び「特定教育・保施設等における置き去り等の事案の報告について（令和7年3月27日 子育第3098号通知）」に従い、本市に対して速やかに報告すること。

- （２）事故等の発生による保障を円滑に行うことができるよう、賠償責任保険に加入する等により備えること。
- （３）給食等の提供については、実施主体の判断とするが、利用者に対応状況が分かるよう周知を行うとともに、提供を行う場合においては、衛生管理やアレルギー対応などに主治医の指示等がある場合は書面で確認し、適切な実施に留意すること。
- （４）実施主体は、当事業の実施に当たり作成又は受領した書類について、事業終了後5年間保存すること。

（その他）

第15条

この要綱に定めるもののほか、当事業の実施について必要な事項は、所管部長が定める。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和7年5月1日から施行する。